5　新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書は、前三項に定めるものを除き、法人の平成二十七年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

6　この省令の施行の日から水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）の施行の日の前日までの間における新規則第二条及び第四条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、新規則第二条第二十七号中「又は第十四項の規定」とあるのは「の規定」と、同条第三十号ハ中「、第十二項又は第十四項の規定」とあるのは「の規定」と、同条第百十六号ハ中「、第十二項又は第十四項」とあるのは「又は第十二項」と、新規則第四条第二項第四号中「、第十二項若しくは第十四項」とあるのは「若しくは第十二項」と、新規則様式第一の記載要領第四号の表特定都市再生建築物等の割増償却（特定再開発建築物等の割増償却）の項中「第47条の2第1項又は平成27年旧措置法第47条の2第1項」とあるのは「第47条の2第3項第3号又は平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号」と、「第47条の2第3項第3号」とあるのは「第47条の2第3項第4号」とあるのは「第47条の2第3項第3号」と、新規則様式第二の記載要領第四号の表特定都市再生建築物等の割増償却（特定再開発建築物等の割増償却）の項中「第68条の35第1項又は平成27年旧措置法第68条の35第1項」とあるのは「第68条の35第1項」と、「第47条の2第3項第3号又は平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号」とあるのは「第47条の2第3項第3号」とする。

○財務省令第四十九号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）を実施するため、復興特別法人税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十五日

財務大臣　麻生　太郎

復興特別法人税に関する省令の一部を改正する省令

復興特別法人税に関する省令（平成二十四年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

別表二の記載要領第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2　「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配　(1)」の「①について課される復興特別所得税額　②」及び「②のうち控除を受ける復興特別所得税額　③」の各欄の記載に当たっては、法人が平成28年1月1日以後に支払を受ける所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第9号に規定する公社債の利子、同項第15号に規定する公社債投資信託及び同項第15号の2に規定する公社債等運用投資信託の収益の分配並びに資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第230条第1項第2号に規定する社債的受益権の金銭の分配（以下この号において「公社債の利子等」という。）につき課される復興特別所得税の額を含めて記載すること。この場合において、「公社債の利子等　(2)」から「集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配　(4)」までの「①について課される復興特別所得税額　②」及び「②のうち控除を受ける復興特別所得税額　③」の各欄には、当該公社債の利子等につき課される復興特別所得税の額を含めないで記載すること。

附　則

1　この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

2　改正後の復興特別法人税に関する省令別表二の書式は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する課税事業年度に係る復興特別法人税について適用し、法人の同日前に終了した課税事業年度に係る復興特別法人税については、なお従前の例による。

告　示

○財務省告示第百四十六号

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第五十六条第一項ただし書、第五十八条第一項及び第六十一条第一項（これらの規定を同令第六十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、これらの規定に規定する記録の方法及び記載事項、取引に関する事項並びに科目を定める件（昭和四十二年八月大蔵省告示第百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日以後に行う取引に関する事項を記載する場合について適用し、同日前に行った取引に関する事項を記載する場合については、なお従前の例による。

平成二十七年四月十五日

財務大臣　麻生　太郎

前文中「これらの規定」を「同規則第五十六条第一項ただし書、第五十八条第一項及び第六十一条第一項（これらの規定を同規則第六十七条において準用する場合を含む。）」に改める。

本文第一項中「記載事項）」の下に「（規則第六十七条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）」を加え、本文第二項中「損益計算書）」の下に「（規則第六十七条において準用する場合を含む。）」を加え、本文第三項中「特例）」の下に「（規則第六十七条において準用する場合を含む。）」を加え、同項第一号中「第五十六条第一項」の下に「（規則第六十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「明りよう」を「明瞭」に改め、同号ただし書中「帰属時期）」の下に「（法第百六十五条第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定により準じて計算する場合を含む。）」を加え、同項第二号中「つどその」を「都度その」に改め、同号ただし書中「つど」を「都度」に改め、同項第三号中「死亡した場合の確定申告）」の下に「（これらの規定を法第百六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「同条第一項」を「法第百二十五条第一項」に改め、「出国をする場合の確定申告）」の下に「（これらの規定を法第百六十六条において準用する場合を含む。）」を加える。

○財務省告示第百四十七号

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第六十三条第五項（同令第六十七条及び第百二条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を定める件（平成十年三月大蔵省告示第百三十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十七年四月十五日

財務大臣　麻生　太郎

前文中「、これらの規定」を「、同規則第六十三条第五項（同規則第六十七条及び第百二条第五項において準用する場合を含む。）」に改める。

本文第一項中「（規則」の下に「第六十七条及び」を、「第六十三条第一項」の下に「（規則第六十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、「日付け」を「日付」に改める。

○財務省告示第百四十八号

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第百二条第二項の規定に基づき、同条第一項（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する総収入金額及び必要経費に関する事項の簡易な記録の方法を定める件（昭和五十九年三月大蔵省告示第三十七号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十七年四月十五日

財務大臣　麻生　太郎

前文中「同条第一項」の下に「（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

本文第一項中「方法）」の下に「（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一カ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　五六〇円（本体　五二〇円）　（配送料別）